

衆議院規則第五十六条の三の規定に基づき、別添のとおり、予備的調査要請書を提出する。

令和元年五月十七日

提出者（代表）

川内博史



衆議院議長 大島 理森 殿

(提出者の続き)

荒井	聰	今井	雅人	大河原	雅子	岡島	一正	岡本	あき子
落合	貴之	近藤	昭一	篠原	豪	武内	則男	辻元	清美
手塚	仁雄	寺田	学	長尾	秀樹	長谷川	嘉一	初鹿	明博
福田	昭夫	松田	功	道下	大樹	村上	史好	森山	浩行
矢上	雅義	山内	康一	山尾志	桜里	山川	百合子	山花	郁夫
早稻田	夕季	小宮山	泰子	下条	みつ	関	健一郎	津村	啓介
原口	一博	日吉	雄太	牧	義夫	森田	俊和	山井	和則
渡辺	周	清水	忠史	塩川	鉄也	田村	貴昭	重徳	和彦
照屋	寛徳	吉川	元						

(以上四十三名)

予備的調査要請書

一 件名

下関北九州道路に関する予備的調査要請

二 予備的調査の目的

下関北九州道路は、平成二十年三月に調査が凍結されたものの、平成二十八年三月の関門会の要望後、同年十一月に国土交通大臣が「ゼロベースで必要性を再整理」と国会で答弁するなど、方針が転換された。

同事業をめぐっては、調査補助事業から直轄調査事業へと事業方針の進展について、塚田前国土交通副大臣が平成三十一年四月に安倍内閣総理大臣及び麻生太郎副総理の意向を「忖度」したと発言した。

道路行政、ひいては公共事業の箇所付けに係る透明性を確保するためにも、同道路事業の方針転換に至った経緯を明らかにする必要がある。

三 予備的調査の具体的内容

- ① 平成二十年に政府が海峡横断プロジェクトについて調査を含めて凍結したことの意思形成過程が明らかとなる記録等関係資料
- ② 平成二十七年八月の緒方林太郎議員の質問主意書に対する答弁（個別プロジェクトに関する調査は行わない）、また平成二十八年夏頃の石井国土交通大臣の問題提起（他の五つの海峡横断プロジェクトと違いがあるのではないか）から衆議院国土交通委員会（平成二十八年十一月十六日）における吉田宣弘議員への答弁（ゼロベースで必要性を再整理）に至るまでの方針転換に係る意思形成過程が明らかとなる資料
- ③ 平成二十八年三月三十一日の関門会による石井国土交通大臣への要望における面談記録等及び事前説明資料・大臣の発言メモ等（個人メモ・個人フォルダ等を含めて探索が必要）
- ④ 下関北九州道路と他の五つの海峡横断プロジェクトとの比較資料（既存施設として関門トンネル・関門橋がある中、関門海峡道路建設促進協議会作成資料をはじめとする下関北九州道路を整備する根拠となる資料）

⑤ 平成三十一年三月十九日の下関北九州道路整備促進期成同盟会等の要望に際しての石井国土交通大臣の発言原稿及び同大臣に対する事前説明資料等

⑥ 直轄調査に至る基準及び調査補助から直轄調査へと格上げを図るに至る意思形成過程が明らかとなるような打合せ記録等関連資料（決裁規則に係る関連資料含む）

四 その他

本要請書は、国土交通委員会に送付されたい。